

社会福祉法人福知山市社会福祉協議会
評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福知山市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条の規定に基づき、評議員に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員（行政機関からの評議員を除く。）が、その職務のため、評議委員会に出席したときは、日額1,500円を報酬として支給する。

2 評議員が、評議員会又は市外での会議、研修等に出席したときは、本会旅費規定に定めるところにより、その費用を弁償する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(廃止)

2 平成10年4月1日から施行している役員報酬規程は廃止する。